

## 広島高速 5 号線トンネル安全検討委員会の公開に関する取扱要領

### (趣旨)

第 1 条 この要領は、広島高速 5 号線トンネル安全検討委員会設置規約第 7 条に基づき、広島高速 5 号線トンネル安全検討委員会の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (会議の公開)

第 2 条 広島高速 5 号線トンネル安全検討委員会の会議は、これを原則公開し、本要領に基づき何人も会議を傍聴できるものとする。

### (会議開催の周知)

第 3 条 事務局は、会議を開催するに当たって、会議の日時、場所等必要事項を記載した会議の開催案内を作成し、会議を開催する日の 1 週間前までに、これを次の方法により会議を開催する旨の周知を図るものとする。

- (1) 事務局における備付け
- (2) その他可能な広報手段

### (傍聴人の定員)

第 4 条 傍聴人の定員は、県政記者クラブ、市政記者クラブへ加盟している報道機関の関係者を除き、20 名とする。

### (傍聴手続き)

第 5 条 傍聴の申し込みの受付は、会議の当日、会議開始の 30 分前から開始する。会議開始の 20 分前の時点で、傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、抽選により決定する。同時点で、傍聴を希望する者が定員を超えていない場合は、先着順により決定する。

### (傍聴することができない者)

第 6 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 凶器の類等他人に危害を加えるおそれがある物品を携帯している者
- (3) はち巻、ビラ、プラカード、旗、はり紙、掲示板、のぼり、垂れ幕、メガホン、拡声器、写真機、ビデオカメラ、録音機の類（録音や録画、撮影機能等を有する携帯電話を含む）等議事を妨害するおそれがある物品を携帯又は着用している者
- (4) その他円滑な会議の運営を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、静粛を旨とし、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと
- (2) 談笑、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること等議事の妨げ又は他人の迷惑となる行為をしないこと
- (3) 飲食又は喫煙しないこと
- (4) 会場内で携帯電話等の無線機を使用しないこと
- (5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと
- (6) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるようなことをしないこと

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人がこの要領に違反するときは、委員長はこれを制止し、それでもなおその指示に従わず、会議の目的が達成できないと認められる場合は、当該傍聴人を退場させる、或いは当該会議を中止する等の措置を講ずることができる。

(報道機関による取材への対応)

第9条 報道機関による会議の取材については、傍聴の手続きとは別に、次に掲げる方法により対応するものとする。

- (1) 報道機関の確認は、会場の受付において、社名、氏名の記入を求めることにより行う。
- (2) 事務局は、できる限り報道機関の席を設けるとともに、会議資料の配付等に配慮する。
- (3) 事務局は、会議開催前の撮影については、便宜を図るよう努める。
- (4) 報道機関の取材を認めない場合は、会議終了後、資料提供等に努める。
- (5) 県政記者クラブ、市政記者クラブに加盟していない報道機関の関係者については、一般の傍聴者として対応する。

(議事録の作成及び閲覧)

第10条 事務局は、委員会終了後、議事録(議事の経過、結果等を簡潔に取りまとめたもので差し支えない。)を作成するものとする。

- 2 作成した議事録の内容に正確を期すため、委員長の確認を経るものとする。
- 3 事務局は、作成した議事録及び会議資料を、議事録を作成した日から同日の属する年度の翌年度3月31日まで閲覧するものとする。
- 4 議事録および会議資料について、法令又は広島県若しくは広島市の条例等の定めるところにより、公にすることができないと認められる情報が含まれる場合には、その情報を除いたものを閲覧する。

附則

この要領は、平成21年8月31日から施行する。